

第5次綾部市総合計画
基 本 計 画

第5章

**自然豊かで
安全なまちづくり**

第1節 環境の保全と創造	128
第2節 廃棄物対策の推進	130
第3節 上水道の安定供給	134
第4節 下水道の整備促進	136
第5節 防災対策の推進	138
第6節 消防・救急体制の充実	142
第7節 生活の安全性の向上	146

5 第1節 環境の保全と創造

現況と課題

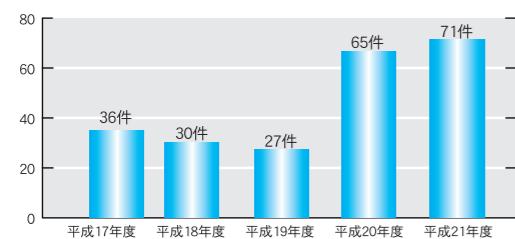
現況

- 今日の環境問題は、生活排水による水質汚濁や廃棄物問題など暮らしに身近な問題から、
*生物多様性の喪失や温暖化など地球規模の問題まで多岐にわたっています。
- 市街地の美化・緑化や森林・里山の保全・再生など、身近な環境保全に対する市民の関心が徐々に高まってきています。
- 綾部市では、*綾部市環境市民会議や上林川を美しくする会等の市民団体と協働し、環境講演会の開催や廃食油回収、環境美化作業などを行い、環境保全活動に努めています。
- 綾部市温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業の実施に当たり、省エネルギー、省資源及びリサイクルを推進するなど地球温暖化防止に努めています。

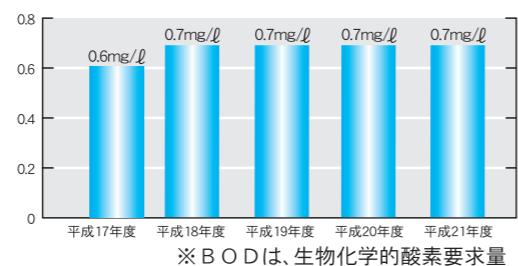
課題

- 環境問題は市民の日常生活と深くかかわっており、公害問題や環境美化に対する意識やモラルの向上を図り、市民、事業者、行政が連携し、環境保全活動に取り組んでいく必要があります。
- 過剰包装の抑制、省エネ型製品の購入など環境負荷の低減に向けた取組の実践者が増加してきており、更に環境保全意識の高揚を図る必要があります。

■公害苦情処理件数



■由良川の水質状況(BOD・以久田橋)



生物多様性:いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

綾部市環境市民会議:市民・事業者・行政が相互に協力・連携して環境保全への取組を推進する組織。

上林川を美しくする会:上林川の清流をよみがえらせ、次代に引き継ぐことを目的に、市民・事業者・行政の協働により河川の環境保全に対する自発的な取組を行う組織。

温暖化対策実行計画:市の事務・事業における温室効果ガスの排出抑制に関する行動計画。

施策の目標

- ◆ 豊かな自然環境を守り育て、次の世代に引き継ぐために、環境に対する意識の高揚を図るとともに、環境に負荷をかけない暮らしの実現に向けて、市民や地域全体で環境保全活動に取り組んでいく社会の構築を目指します。

計画

環境保全の啓発

- 綾部市環境市民会議や上林川を美しくする会などが実施する講演会や機関紙の発行等の啓発活動を支援します。
- 由良川花壇展やコスマス祭などイベントの開催により、環境を守り育てる意識の高揚を図ります。

環境保全活動の推進

- 綾部市環境基金を活用し、*綾部市環境市民会議や上林川を美しくする会など市民や事業者が企画・実践する事業を支援することにより環境保全活動を推進します。
- 綾部市温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガス排出量の抑制の取組を推進するとともに、市民、事業者が温室効果ガスの排出抑制に努めるための指針となる綾部市地球温暖化対策地域推進計画の策定を検討します。
- 公共施設に太陽光発電等クリーンエネルギーの導入や低公害車の導入に努めるとともに、住宅用太陽光発電システム補助制度の導入を推進します。
- 水洗化を推進するとともに、生活排水による水質汚濁防止の啓発を推進するなど、水辺環境の保全に努めます。
- 水源のかん養や大気・水の浄化、地球温暖化の防止など多面的な機能を有する森林環境の保全を図るため、保育・間伐等の森林整備を推進するとともに、病害虫駆除や森林火災の予防啓発に努めます。

公害対策の推進

- 京都府等関係機関と連携し、公害関係諸法令、京都府環境を守り育てる条例に基づき、事業所への行政指導、汚水排水の規制、廃棄物の不適切処理の監視等を実施します。
- 工業団地立地企業との環境保全協定により、大気汚染・水質汚濁・騒音等の監視を行い公害の未然防止を図ります。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
コスマス祭来場者数(年間)	3,500人	3,500人
廃食油回収量(年間)	6,920ℓ	7,000ℓ
環境講演会参加者数(年間)	200人	300人
BOD環境基準適合率	100%	100%
上林川を美しくする会奉納等参加者数(年間)	120人	120人

温室効果ガス:大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。対流圈オゾン、二酸化炭素、メタンなど。

地球温暖化対策地域推進計画:市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民・事業者・市等の各主体が、各自の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする計画。

5 第2節 廃棄物対策の推進

現況と課題

現況

- 経済活動の拡大やライフスタイルの多様化に伴い、ごみの量の増加や質の多様化が深刻な問題となっており、リサイクルなど循環型社会構築に対する市民の意識が高まっています。
- 綾部市では、^{*}ごみ処理基本計画に基づき、ごみ分別の徹底と減量化を推進しており、可燃・不燃・粗大ごみの総収集量は減少傾向にあります。
- 家庭から出る古紙の再資源化を促進するため、紙類等を回収する団体や古紙回収用保管庫を設置する自治会に対して補助を行っています。
- クリーンセンターでは、可燃ごみを固体燃料（RDF）化し発電を行うとともに、^{*}ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制し、環境に配慮したごみ処理を行っています。
- リサイクル推進員制度により、ごみ分別排出の指導・啓発、ごみ減量・リサイクル活動などごみに関する様々な問題の解決に努めています。
- し尿処理については、水洗化が進む中、し尿と浄化槽汚泥の投入量に応じた効率的かつ適正な処理を実施しています。

課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直し、限りある資源の有効利用を図るため、^{*}リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進を始めとした資源循環型社会への転換など、一層のごみ減量化に取り組む必要があります。
- ごみ処理施設、し尿処理施設の適切な維持管理に努める必要があります。

■ごみの排出状況

区分 年度	燃やして処理するごみ			燃やさないで処理するごみ			粗 大 ご み	資 源	合 計
	家庭系	事業系		家庭系	事業系				
平成17年度	9,836t	7,948t	1,888t	770t	736t	34t	293t	486t	11,385t
平成18年度	10,063t	8,096t	1,967t	796t	774t	22t	347t	475t	11,681t
平成19年度	10,148t	7,826t	2,322t	732t	723t	9t	293t	471t	11,644t
平成20年度	9,608t	7,440t	2,168t	724t	716t	8t	293t	458t	11,083t
平成21年度	9,064t	7,081t	1,983t	722t	716t	6t	292t	438t	10,516t

■し尿、浄化槽汚泥の状況

区分 年度	年間搬入量			浄化槽汚泥混入率	1日平均搬入量
	し尿	浄化槽汚泥			
平成17年度	29,409kℓ	16,468kℓ	12,941kℓ	44.0%	80.6kℓ
平成18年度	31,259kℓ	15,667kℓ	15,592kℓ	49.9%	85.6kℓ
平成19年度	29,570kℓ	14,145kℓ	15,425kℓ	52.2%	81.0kℓ
平成20年度	28,087kℓ	13,240kℓ	14,847kℓ	52.9%	77.0kℓ
平成21年度	28,278kℓ	12,693kℓ	15,585kℓ	55.1%	77.5kℓ



クリーンセンター

ごみ処理基本計画:一般廃棄物の発生量、処理量の見込みや排出の抑制の方策に関する事項、分別収集の種類等を記載した計画。

ダイオキシン:ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの通称。猛毒で、強い催奇形性・発がん性を持つ。

リデュース・リユース・リサイクル:リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制)・リユース(reuse 再使用)・リサイクル(recycle 再生利用、再資源化)。

施策の目標

◆市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量を推進するため、分別収集・3Rなどの取組を推進するとともに、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理により衛生的な生活環境で快適に暮らせるまちづくりを目指します。

計画

廃棄物の適正処理

- クリーンセンターの適正な運転管理に努め、環境への負荷軽減を図ります。
- ごみの資源化・減量化を促進し、^{*}最終処分場の延命に努めるとともに、埋め立て完了を見通す中で、新たな最終処分場の整備を進めます。
- 粗大ごみの戸別収集体制の効率化を検討します。
- 不法投棄や野焼き等を防止するため、市民・関係機関・地域と連携し、パトロールや情報収集、啓発に努めます。
- 産業廃棄物が適正処理されるよう、京都府等関係機関と連携し、指導・啓発・監視に努めます。

循環型社会の推進

- リユースショップの活用やリサイクル施設の整備の検討など、分別収集の円滑な実施と適切な処理に努め、ごみの減量を促進します。
- 廃食油の再資源化事業など綾部市環境市民会議が実施する再資源化・ごみ減量の取組を支援します。
- 紙類等資源回収を行う市民団体や古紙回収用保管庫の設置を行う自治会を支援します。
- リサイクル推進員を中心とした地域の自主的なごみ減量・資源化の活動を支援します。

し尿・浄化槽汚泥の適正処理

- し尿処理施設の維持管理に努め、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。
- 工業団地水処理センターなど関連施設の適切な維持管理と処理能力の確保に努めます。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
資源物(紙類)回収量(年間)	1,326 t	1,500 t
資源物(衣類)回収量(年間)	24 t	25 t
リサイクル推進員研修会参加率	63%	70%
可燃ごみ収集量(年間)	7,081 t	6,500 t
不燃ごみ収集量(年間)	716 t	650 t
1人当たりごみ排出量(家庭ごみ)(年間)	222kg	200kg
1人当たりごみ排出量(粗大ごみ)(年間)	8kg	7kg
1人当たり資源物回収量(年間)	51kg	60kg
し尿処理量(年間)	12,693kℓ	8,701kℓ
浄化槽汚泥処理量(年間)	15,585kℓ	18,501kℓ



再使用物品を販売する「フレンドショップ」



廃食油回収

最終処分場：廃棄物を最終的に埋め立て処分するための場所や施設、設備。

リユースショップ：中古品などを売買する店舗。

綾部市環境市民会議：市民・事業者・行政が相互に協力・連携して環境保全への取組を推進する組織。

5

第3節 上水道の安定供給

現況と課題

現況

- 綾部市の水道事業は、生活の多様化や水洗化の普及などに対応するため、上水道と簡易水道により良質な水の安定供給に努めています。
- 水道はライフラインの基礎として常に安全で安定した給水が求められており、水質管理体制の充実、浄水施設や配水管網の整備などを推進するとともに、老朽化が進む施設の更新に努めています。
- 水需要は、人口減少や生活様式の変化、節水型社会の定着などにより、長期的な減少傾向にあります。
- 上水道の第三浄水場の第二取水井を増設するとともに、簡易水道の中地区の統合整備が完了するなど、安定給水と水道未普及地の解消に努めています。

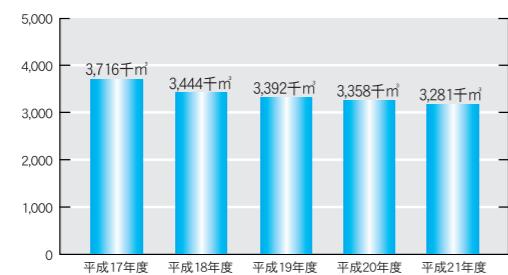
課題

- 安全で安心な水を安定供給するため、水道未普及地の早期解消を図るとともに、老朽施設・設備の更新や耐震化等を計画的に進め必要があります。
- 市民皆水道の実現に向けて施設整備と合理化・効率化による健全経営に努める必要があります。

■水道普及状況



■上水道の年間給水量



ライフライン:生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送など。
取水井:上水道の水源である地下水をくみ上げるための井戸。

施策の目標

- 水道施設の適切な維持管理や水道未普及地の解消を図るとともに、健全で効率的な水道事業の運営に努め、市民に安全で安心な浄水を安定して供給できる上水道を目指します。

計画

上水道の整備

- 浄水場などの施設管理の徹底に努めるとともに、老朽化した施設・設備について、更新や耐震化等を推進します。
- 第二、第三浄水場の水量を確保し、安定した水の供給に努めます。
- *水質検査計画に基づき水質管理の徹底を図り、市民への情報提供に努めます。
- 配水施設改良工事及び公共下水道工事等にあわせ、石綿管等の老朽管の布設替えを計画的に推進します。
- 災害発生時の復旧行動マニュアルにより関係機関・団体、業者と連携し、人員配置、必要器材・設備の充実を図ります。
- 第一浄水場の老朽化に伴い、新たな施設の整備を推進します。
- 適正な財政計画の下で健全な経営に努めます。

簡易水道の整備

- 上林・東八田・山家西簡易水道統合整備事業等を計画的に推進します。
- 水源地域の水質検査の充実・強化を図り、水質管理の徹底と情報提供に努めます。
- 既存施設の自動運転化や集中管理・監視システムの整備を計画的に推進します。
- 災害時、異常渇水時などの人員体制、必要機材を整備し、危機管理体制を確保します。
- 上水道との経営統合に向け、老朽化した施設の計画的な更新に努めます。
- 補助制度の活用や整備コストの低減化などにより、財政の健全化に努めます。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
水道普及率	97.3%	97.5%
上水道布設延長(年間)	2,210m	2,500m
上水道新設延長(年間)	324m	1,000m

水質検査計画:法令に定める範囲内において、水道事業者が、毎事業年度の開始前に検査の頻度等を設定し、水質の検査計画を定めるもの。

5

第4節 下水道の整備促進

現況と課題

現況

- 公共用水域の水質保全と快適な生活環境を守るため、新綾部市水洗化総合計画に基づき、公共下水道事業や農業集落排水事業などの集合処理と合併処理浄化槽の個別処理により、生活排水の処理を行っています。
- 公共下水道事業において、綾部処理区は、主として市街地の整備を目的に順次処理区域の拡大を図っており、綾部第2処理区は、綾部市住宅・工業団地の開発にあわせて整備しました。
- 農業集落排水事業は、農業振興地域の集落を対象とした地域の汚水を処理する事業であり、整備を進めている物部及び東八田地区の事業完了により、10処理区が完成します。
- 合併処理浄化槽事業は、集合処理の計画区域以外の地域において特定地域生活排水処理事業（市設置型）により整備を進めています。
- 市街地の適切な内水排除や外水の逆流による浸水を防止するため、都市下水路や樋門の維持管理に努めています。

課題

- 積極的な事業展開により、水洗化区域は着実に拡大しているものの、汚水処理人口普及率は近隣市や京都府の平均値と比較しても依然として低い水準にあるため、全市水洗化に向けて事業を推進する必要があります。

■水洗化の状況

年度	区分	行政人口	処理区域内人口			普及率
			公共下水道	農業集落排水等	合併処理浄化槽	
平成17年度		38,500人	18,700人	8,900人	4,500人	48.5%
平成18年度		38,200人	20,000人	9,800人	4,400人	52.4%
平成19年度		37,800人	20,800人	10,300人	4,400人	55.0%
平成20年度		37,500人	21,400人	10,800人	4,400人	57.2%
平成21年度		37,000人	22,000人	11,400人	4,300人	59.3%

※コミュニティ・プラントは農業集落排水等に含む。

施策の目標

- ◆市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るために、新綾部市水洗化総合計画を基本に地域の特性に応じた手法により水洗化の普及拡大に努め、快適で住みよい環境づくりを目指します。

計画

公共下水道の整備

- 水洗化の普及に向けた計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、施設の長寿命化対策に取り組みます。
- 整備完了地域において、宅内工事未着手の家庭の早期整備の啓発に努めます。
- 処理場における処理水の適正な水質管理に努めます。
- 公共下水道の健全な財政運営に努めます。

農業集落排水の整備

- 物部・東八田地区の農業集落排水事業を推進します。
- 整備完了地域において、宅内工事未着手の家庭の早期整備の啓発に努めます。
- 処理場における処理水の適正な水質管理に努めます。
- 農業集落排水の健全な財政運営に努めます。

合併処理浄化槽の整備

- 集合処理の計画区域で、公共下水道や農業集落排水の整備が当分の間見込めない地域においては、補助制度を活用し、合併処理浄化槽による水洗化を促進します。
- 集合処理の計画区域以外においては、市が設置主体となる特定地域生活排水処理事業による水洗化を促進します。

都市下水路の整備

- 都市下水路や樋門の適切な維持管理を行い、浸水対策に努めます。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
水洗化人口	22,000人	26,100人
汚水処理人口普及率	59.3%	70.0%

公共用水域：河川、湖沼、その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共用の水路。
水洗化総合計画：綾部市全域の水洗化を促進するための整備手法や集合処理を行う地域設定などを定めた計画。

5 第5節 防災対策の推進

現況と課題

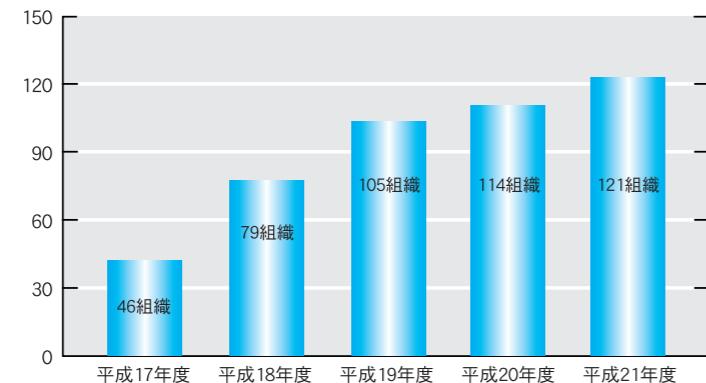
現況

- 近年は、局所的集中豪雨による土砂災害が全国各地で発生しており、中山間地域での地すべり、山崩れなどの危険性や市街地における集中豪雨時の内水被害が懸念されています。
- 綾部市では、各地域において災害に対する防災力の向上を図るため、自治会などを単位とした自主防災組織の育成に力を入れています。また、綾部市自主防災組織等ネットワーク会議が設立され、各地域における防災体制の強化や市との防災上の連携を図っています。
- 市民生活の安全・安心を確保するため、京都府と連携し、治山事業や急傾斜地崩壊対策事業、砂防堰堤事業などを実施しています。
- 水害時の市民の安全を確保するため、自治会の要望を受ける中で水害避難所の指定事業を進めています。
- 公共施設や住宅の耐震化が全国規模で進められる中、綾部市建築物耐震改修促進計画を策定し、学校施設の耐震化や木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進を図っています。
- 綾部市災害ボランティアセンター連絡会が設立され、スムーズなボランティアの受け入れができるよう各団体がボランティアの活動支援を行っています。

課題

- 市民・行政・関係機関が一体となって、防災体制の整備や防災機能の強化に努めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

■自主防災組織数（累計）



自主防災組織:自治会等を単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織。
建築物耐震改修促進計画:建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

■避難所の状況

水害避難所	58か所
一時避難所	49か所
収容避難所	61か所

※平成22年4月現在

■砂防事業の状況

箇所数	99か所
面積	411.28ha
砂防ダム	91基
箇所数	509か所
面積	17.38ha
箇所数	38か所
面積	45.09ha
箇所数	220か所
面積	284ha
箇所数	178か所
面積	410ha

※平成22年4月現在 (京都府中丹東土木事務所調べ)



防災座談会

施策の目標

◆地震・豪雨などによる大規模災害時の被害を軽減するため、総合的な防災対策と危機管理体制の強化に努めるとともに、防災意識の啓発や^{*}自主防災組織の活性化など、市民・行政が一体となって防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

計画

防災体制の強化

- 地域防災計画に基づき、災害予防や災害時の応急対策など防災体制の強化を図ります。
- 災害時避難対策マニュアルを策定し、市民への啓発・周知に努めます。
- 災害時における民間団体等との災害時応援協定の締結を促進し、行政と市民が一体となった防災体制の整備に努めます。
- 災害時に援護を必要とする障害のある人や高齢者などについて、災害時要援護者支援台帳への登録を推進し、地域支援者と連携した避難体制の充実に努めます。
- 綾部市国民保護計画に基づき、外国からのテロ攻撃、武力攻撃などによる有事への適切な対応を図ります。
- 自治会や事業所・団体などの^{*}自主防災組織の設立・育成に努めます。
- 綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携して、^{*}自主防災組織や事業所における防災座談会などの取組を促進し、地域防災力の向上に努めます。
- 綾部市災害ボランティアセンター連絡会を中心に防災ボランティアの育成と受け入れ体制の充実に努めます。
- 様々な災害に対応するため、京都府防災情報システムや全国瞬時警報システムなど情報システムの活用を図ります。
- 防災倉庫における防災資機材などの備蓄に努めます。
- 防災拠点となる市役所庁舎等の耐震診断を実施し、耐震化への対応を検討します。



災害時応援協定先との懇談会

災害予防対策の推進

- 災害発生を未然に防止するため、防災パトロールを適切に実施します。
- 京都府と連携し、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に関する調査や指定を進めるとともに、土砂災害警戒区域指定に伴う避難体制の強化、避難訓練、情報伝達訓練などを実施します。
- 京都府と連携し、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防対策事業等により、避難所や民家の安全対策を推進します。
- 保育・間伐などの森林整備を計画的に推進し、森林の保全に努めます。
- 京都府と連携し、適正な林地の開発指導を行うとともに、違法伐採防止に向けた啓発に努めます。
- 国や流域自治体と連携・協力し、由良川堤防改修（私市地区・並松地区）の早期完成を目指します。
- 京都府管理河川について、必要な河川改修及び治水対策の促進を働きかけます。
- 都市下水路や樋門の適切な維持管理を行うことにより、内水排除に努めます。
- 災害により孤立化する恐れのある地域に対し、緊急通信手段の確保等を図ります。
- 木造住宅耐震診断士派遣事業や木造住宅耐震改修費補助事業の利用促進に努め、市内の住宅の耐震化を促進します。
- 公会堂等の耐震診断や耐震改修工事に対する補助を行い、耐震化を促進します。
- 原子力発電施設の事故発生時を想定した訓練や研修・広報活動を実施します。
- 環境放射線の測定結果について、市民への情報提供に努めます。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
自主防災組織数(累計)	121組織	196組織
木造住宅耐震診断補助実施数(年間)	7件	15件
木造住宅改修補助件数(年間)	1件	10件
災害時避難所整備実施箇所数(累計)	3箇所	9箇所
急傾斜地崩壊対策事業新規実施地区数(累計)	—	5地区
防災座談会等の開催数(年間)	21回	25回

※自主防災組織数には、各地区自治会連合会自主防災本部を含む。

地域防災計画:災害対策基本法に基づき、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
国民保護計画:外国等から武力攻撃などを受けた場合に、被害を最小限に止めるために市が実施する国民保護措置の内容を定めた計画。

環境放射線:人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線源には、宇宙や大地、食物からの自然放射線と、エックス線利用、原子力利用などによる人工放射線がある。

5 第6節 消防・救急体制の充実

現況と課題

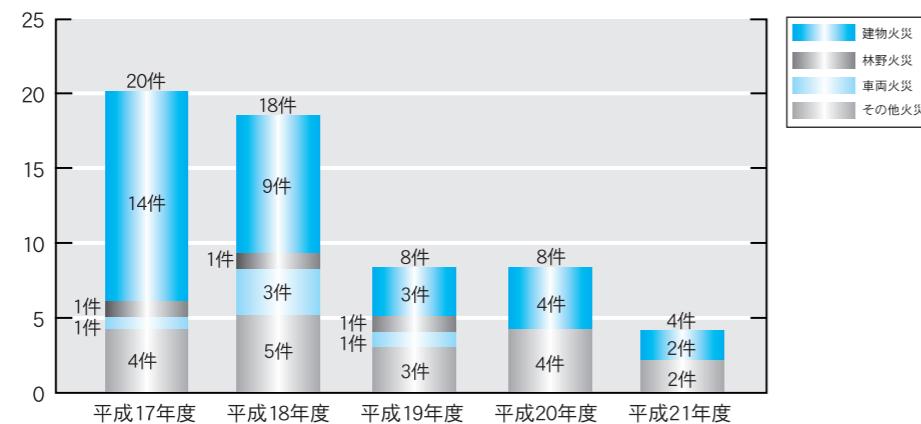
現況

- 火災や災害等が複雑・多様化しており、高度で専門的な対応が求められるなど、消防・救急の重要性はますます高くなっています。
- 綾部市では、自主防災組織や事業所、消防団等と連携し、防火座談会や訓練を積極的に行うなど、防火意識の高揚を図り火災予防に努めています。
- 救急については、高齢化や疾病構造の変化などにより、救急需要は増加していくことが予想されており、高規格救急自動車の導入や救急救命士の育成を行っています。
- 消防団は、過疎・高齢化の進行や就労形態の変化などにより団員確保が困難になっており、予防・広報活動等を中心とする女性消防団員の創設や、消防団員協力事業所制度により消防団活動に協力的な事業所の表示を行うなど、入団促進に努めています。
- 救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリの運航を京都府・兵庫県・鳥取県が共同で行っています。

課題

- 消防・救急体制を確保するため、救急救命士の養成や特殊災害に対応する専門知識・技術の習得、資器材の充実、消防団員の確保など、広範な市域に対応する全体的な消防力の維持向上を図る必要があります。
- 応急救手技術の普及や指導体制の強化を図り、市民・救急隊・医療従事者が連携を深めることにより社会復帰可能な救命率を向上させる必要があります。

■火災発生件数



女性消防団員:予防・救急啓発を中心とした活動を行う女性の消防団員。愛称シルキーファイアー。
ドクターヘリ:救急専用の医療機器を搭載し、病院などに搬送する間に医師が救命医療を施すことのできる救急ヘリコプター。
特殊災害:特殊な施設や空間(船舶、航空機、圧気工法、大深度地下、トンネル等)、特殊な物質(毒劇物、放射性、火薬等)に起因し、通常の装備等では対応が困難な災害。

■救急活動の状況

年度	区分	火災	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計
		出動	搬送	出動	搬送	出動	搬送	出動	搬送	出動	搬送	出動
平成17年	出動	1回	1人	181回	16回	6回	195回	3回	16回	971回	143回	1,533回
	搬送	1人	0人	231人	16人	6人	194人	1人	9人	936人	140人	1,534人
平成18年	出動	1回	0人	176回	17回	9回	213回	5回	10回	951回	162回	1,544回
	搬送	1人	0人	218人	17人	9人	207人	5人	8人	926人	156人	1,547人
平成19年	出動	2回	1回	158回	19回	10回	212回	11回	12回	915回	159回	1,499回
	搬送	3人	0人	182人	18人	10人	206人	11人	7人	888人	157人	1,482人
平成20年	出動	2回	0回	134回	9回	9回	227回	3回	17回	891回	144回	1,436回
	搬送	2人	0人	177人	9人	9人	226人	3人	12人	855人	137人	1,430人
平成21年	出動	3回	1回	167回	13回	5回	200回	7回	8回	934回	138回	1,476回
	搬送	4人	1人	202人	13人	5人	196人	5人	7人	894人	136人	1,463人



女性消防団

施策の目標

◆火災、事故等から市民の生命、身体、財産を守るため、総合的な消防防災体制の確立に努め、市民と共に安全・安心なまちづくりを目指します。

計画

防火安全対策の推進

- 地域において防火座談会等を開催し、火災予防と火災による被害の軽減に努めます。
- 保健福祉関係者を対象に防火指導員養成講座を開催し、高齢者等の防火安全対策の強化を図ります。
- 学校、保育所等で防火教室を開催し、火災予防啓発を推進します。
- 市内のすべての住宅に住宅用火災警報器が設置されるよう普及・啓発活動を推進します。
- 地域の自主防災組織や事業所等と連携し、地域ぐるみの防火安全対策・体制の整備を図ります。
- 火災予防啓発を中心に活動する^{*}少年少女消防クラブ隊を発足し、安全なまちの担い手を育成するとともに、地域の防火・防災意識の高揚を図ります。

消防本部体制の強化

- 知識・技術や実務の研修を充実し、消防職員の資質向上を図ります。
- 国・京都府と連携し、消防の広域化を検討します。
- 消防救急無線のデジタル化の整備や指令業務の共同運用、新たな消防指令システムの整備を検討するなど、機器の計画的な更新に努めます。
- 消防車両・消防資機材・防火水槽など、施設・設備の計画的な整備に努めます。
- 防災拠点となる消防本部庁舎の耐震診断を実施し、耐震化への対応を検討します。

消防団体制の強化

- 消防団、地域、行政が一体となり、消防団員の入団促進に努めるとともに、消防団OB等による^{*}機能別消防団員制度を導入し、消防団体制の強化を図ります。
- 重機操作等の特殊な技能を持つ^{*}ハイパー消防団員の充実を図ります。
- 広報活動、救命講習などを中心として活躍する女性消防団員の充実を図ります。
- 小型動力ポンプ付積載車の軽自動車化など、消防車両や資機材の整備・更新を計画的に推進し、消防団装備の充実と維持管理に努めます。
- 消防団活動への理解と協力が得られるよう、消防団に入団しやすい環境づくりや消防団活動に協力的な事業所の表示などを推進します。

救急・救助体制の強化

- 救急隊の専任化の検討や救急救命士の計画的養成に努めるとともに、病院との連携により迅速に高度な救命処置ができる体制を確保します。
- 救助活動の迅速化、救助力の増強を図るため、救助工作車や救助資機材の更新を計画的に推進します。
- 応急手当インストラクターの協力を得る中で、市民を対象に普通・上級救命講習、応急手当普及員講習等を実施します。
- ^{*}中丹メディカルコントロール協議会を中心に医療機関との連携を強化し、迅速かつ適切な救急搬送ができる体制づくりに努めます。
- 特殊災害などに迅速に対応できるよう、装備の充実と隊員の育成に努めます。
- 医師と看護師が同乗し救急治療を行う^{*}ドクターへリを活用し、救命率の向上を図ります。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
各訓練・行事参加消防団員数(年間)	4,163人	4,400人
訓練実施事業所・自治会数(年間)	66か所	100か所
訓練参加者数(年間)	4,783人	5,500人
防火座談会参加者数(年間)	539人	800人
救命講習受講者数(累計)	7,571人	12,000人



ドクターへリの訓練

少年少女消防クラブ隊:防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成される自主的な防災組織。

機能別消防団員:事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。

ハイパー消防団員:特殊技能の資格を持った消防員。

中丹メディカルコントロール協議会:中丹管内の医師会や中核病院、消防本部などで構成する。救急隊員が行う処置の高度化により、傷病者の救命効果の更なる向上を目指すもの。

5 第7節 生活の安全性の向上

現況と課題

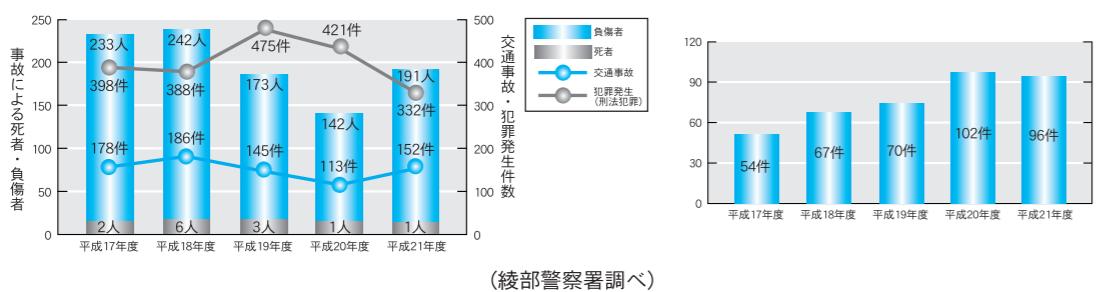
現況

- 道路交通法の改正など法規制の強化により、シートベルト着用率の向上、飲酒運転の減少、歩行者の交通ルール遵守等が図られ、全国の交通事故発生件数、負傷者数、死亡者数は減少しています。反面、最近の傾向として高齢者がかかる事故が増大しています。
- 綾部市では、関係機関と連携し、交通安全啓発活動のほか、研修会・講習会等各種事業に取り組むとともに、道路の改良や交通安全施設の整備を進め、交通事故の減少、歩行者・通行車両の安全確保に努めています。
- 多様化する犯罪に対して市民の防犯意識を高めるため、防犯運動や講習会、広報紙等による啓発活動に努めています。
- 消費生活においては、消費者被害を未然に防止するため、消費生活展や出前講座、街頭啓発活動などを実施するとともに、消費生活相談窓口を設置し、警察、弁護士会、司法書士会等と連携し、被害解決のためのきめ細かな相談対応を行っています。

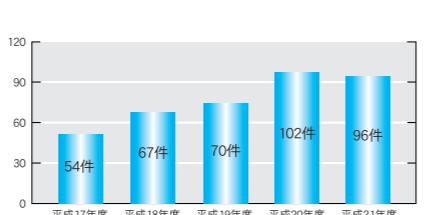
課題

- 交通安全教育や広報活動を強化し、交通安全意識の高揚と交通安全マナーの向上を図る必要があります。
- 高齢者や子どもの安全確保に重点を置きながら、地域ぐるみで市民を犯罪から守る防犯対策を進める必要があります。
- 消費者被害は年々その手口が複雑・巧妙化し、高齢者が被害者となる事例が多く見受けられるため、くらしの安心推進員や民生委員、福祉関係者等と連携し、高齢者を見守るネットワークづくりを推進する必要があります。

■市内の交通事故・犯罪発生状況



■消費生活相談件数



交通安全施設:ガードレール、カーブミラー、道路区画線、標識等のこと。

出前講座:市の職員が直接地域や団体に出向き、施策等についての説明や報告、意見交換などを行う制度。

くらしの安心推進員:地域の消費生活リーダーとして、「声かけ」を通じて身近な人に消費生活情報を積極的に提供し、地域を見守っていただくボランティア。

施策の目標

- ◆ 地域や行政、警察等関係機関が一体となって、交通事故や犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、複雑・多様化する消費者被害の解消に向け、消費生活に関する意識の啓発や相談体制の強化を図り、安全で安心して暮らせる地域社会を目指します。

計画

交通安全対策の推進

- 綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会を中心に綾部警察署や綾部交通安全協会と連携し、交通安全啓発活動を推進します。
- ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を推進します。
- 歩行者や通行車両の安全に配慮した市道の改良整備に努めます。
- 自転車利用者に駐輪マナーの啓発を行うとともに、放置自転車の減少に努めます。
- 市道除雪及び凍結防止剤の散布・設置により、冬季の安全な道路環境の確保に努めます。
- 京都府交通事故相談所による法律問題等の相談業務を推進します。

防犯対策の推進

- 綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会、綾部防犯協会、綾部警察署等と連携し、街頭啓発や研修会などの実施により、市民への啓発、犯罪情報の提供に努めます。
- 交通安全灯の設置補助などにより、夜間における地域住民の通行の安全確保と犯罪の防止に努めます。
- 暴力をゆるさない社会を実現するため、京都府暴力追放運動推進センターと連携し、暴力相談等を実施します。



子ども交通安全教室

消費生活の安全確保

- 消費生活センターの機能強化や綾部警察署、弁護士会等との連携により、相談体制を充実し、多様化・複雑化する消費者被害の迅速な問題解決に努めます。
- 街頭啓発や巡回広報活動などを実施し、消費生活に対する情報提供に努めるとともに、各地区において出前講座を開催し、消費者啓発の充実を図ります。
- 中丹消費者あんしんチームや京都府くらしの安心・安全ネットワーク等を活用し、情報の共有、解決手法の検討、業者対応などきめ細かな相談に努めます。
- 広報紙やコミュニティFM放送、オフトーク通信などを積極的に活用し、市民へのわかりやすい情報提供に努めます。
- 弁護士会・司法書士会等の専門家や関係機関と連携し、多重債務問題の解決、融資や金融関連商品に関する啓発活動、情報提供に努めます。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
交通安全啓発活動参加者数(年間)	580人	620人
防犯啓発活動参加者数(年間)	600人	640人
消費生活出前講座受講者数(年間)	193人	250人
消費生活相談件数(年間)	96件	85件
多重債務相談件数(年間)	18件	12件

消費生活センター:事業者に対する消費者の苦情相談、消費者啓発活動や生活(衣食住)に関する情報提供などを行う市の窓口。

コミュニティFM放送:地域に密着したきめ細かな情報を提供する出力の小さいFM放送。

オフトーク通信:電話回線が使われていない空き時間を利用して、行政情報や生活情報を各家庭に流す通信システム。